

こおりやま広域観光協議会
こおりやま広域圏 観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用 e-book 作成業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、こおりやま広域観光協議会（以下「発注者」という。）が、こおりやま広域圏 観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用 e-book 作成業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 こおりやま広域圏の観光情報及び特産品の魅力を、紙媒体パンフレットで作成し、広域圏の認知度向上と誘客促進を図る。
- (2) 業務名 こおりやま広域圏 観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用 e-book 作成業務委託
- (3) 業務内容 こおりやま広域圏 観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用 e-book 作成業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (5) 提案上限金額 ￥4,127,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ 提案上限金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

（１）次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- オ 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。
- カ 郡山市内に本店、支店又は事業所を有する者であること。
- キ この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を受注し、履行完了した実績があるものであること。

(2) 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。

ウ 前項アからカまでの要件については、共同企業体の全構成企業が満たしていること。

エ 前項オの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。

3 スケジュール

公告	令和8年10月27日（火）
質問受付締切	令和8年11月2日（月）午後4時30分まで
質問回答期限	令和8年11月6日（金）
参加申込・ 企画提案書受付締切	令和8年11月11日（水）午後4時30分まで
書面審査	令和8年11月12日（木）から 11月20日（金）まで（予定）
結果通知	令和8年11月27日（金）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和8年12月上旬（予定）

4 参加手続等

(1) 実施要領及び仕様書、所定様式の配布

ア 公開期間 公告の日から令和8年11月11日（水）午後4時30分まで

イ 公開場所 こおりやま広域観光協議会公式ウェブサイト「FUKUNAKA+」からダウンロードすること。

URL <https://fukunaka-plus.com/>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年11月2日（月） 午後4時30分まで（必着）

(2) 提出書類 質問書（様式1）

(3) 提出方法 電子メールのみとする。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

送信先：kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

※メールの件名は「【事業者等名】こおりやま広域圏観光PR事業運営業務に関する質問」とすること。

(4) 回答期限 令和8年11月6日（金）まで

(5) 回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、こおりやま広域観光協議会公式ウェブサイト「FUKUNAKA+」に掲載（社名非公表）する。

6 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 企画提案書一式（任意様式）
- ウ 業務実績表（様式 3）

この公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。

- エ 法人概要書（任意様式。パンフレット可）
- オ 印鑑証明書
- カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- キ 納税証明書
国税：様式その 3 の 3（法人）又は様式その 3 の 2（個人）
地方税：直近 1 年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
- ク 委任状（様式 4）
※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。
- ケ 共同企業体の結成に係る協定書の写し（共同企業体のみ）
- コ 参考見積書

(2) 提出期限 令和 8 年 11 月 11 日（水） 午後 4 時 30 分まで（必着）

(3) 提出方法 郵送又は持参にて「11 担当部局」宛て提出
（郵便の場合、書留等の配達記録の残る方法にすること。）

7 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者が審査する。結果については、令和 8 年 11 月 27 日（金）までに書面により通知する。

(2) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、こおりやま広域圏 観光パンフレット増刷・発送及び WEB 掲載用 e-book 作成業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(3) 書面審査及びヒアリング

実施期間：令和 8 年 11 月 12 日（木）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

選定委員会は、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。この際、必要に応じ、ヒアリングを実施できるものとする。

なお、審査結果については、書面により通知する。

8 選定基準

提出された企画提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高いものを契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 業務実施体制（10 点）

- (2) 業務実績（１０点）
- (3) 提案内容の的確性（１２点）
- (4) 提案内容の独創性（５点）
- (5) 提案内容の実現性（５点）
- (6) 参考見積（８点）

※ 評価点満点の 50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取り扱いとする。

※ 参加申込者が１者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

10 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。（契約締結までに指名停止になる等。）
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

11 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

こおりやま広域観光協議会 事務局（郡山市文化スポーツ観光部観光政策課）

電話番号：024-924-2621

FAX 番号：024-924-0059

E-mail：kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 担当部局が変更となった場合、変更後の担当部局に企画提案書等を提出すること。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属するが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合限り、発注者はその写しを無償で利用できるものとする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (7) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、こおりやま広域観光協議会公式ウェブサイトに掲載する。
- (8) その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）による。